

レンタカー貸渡約款

第1章 総則

第1条 (約款の範囲) 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車 (以下「レンタカー」という。) を借受人 (運転者を含む。以下同じ。) に貸し出すものとします。借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に添うることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 貸渡契約

第2条 (予約) 借受人は、レンタカーを借りるに当たって、あらかじめ車種、開始日時、借受場所、借受期間、返却場所、運転者その他の借受条件を明示して予約することができるとし、当社は保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

3 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

4 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

5 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

6 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

7 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

8 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

9 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

10 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

11 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

12 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

13 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

14 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

15 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

16 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

17 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

18 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

19 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

20 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

21 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

22 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

23 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

24 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

25 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

26 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

27 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

28 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

29 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

30 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

31 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

32 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

33 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

34 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

35 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

36 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

37 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

38 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

39 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

40 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

41 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

42 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

43 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

44 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

45 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

46 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

47 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

48 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

49 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

50 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

51 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

52 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

53 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

54 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

55 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

56 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

57 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

58 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

59 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

60 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

61 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

62 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

63 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

64 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

65 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

66 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

67 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

68 前項の予約は、別に定める予約申込金を支払って行うものとします。

第6章 自動車事故の処置等

第20条 (事故処理) 借受人は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに事故の状況等を当社に報告するとともに、次に定めるところにより処置するものとします。

1 当該事故に際し、当社及び当社が契約している保険会社がのちとする事項又は延滞となるものを遅滞なく連絡すること。

2 当該事故に際し、第三者と示談又は賠償を要するときは、あらかじめ当社の承認を受け、かつ、レンタカーの修理は、等に理由がある場合は、当社又は当社の指定する工場で行うこと。

3 借受人は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。

4 当社は、借受人の重大な事故に際しては、当該事故の処置について指導を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第21条 (賠償) 当社は、レンタカーについて結成された損害賠償契約及び当社の定める賠償制度により、借受人が負担した賠償額の範囲内において借受人の責任を負うものとします。

1 対人賠償 1名保額 無制限 1,500万円 (1名)

2 対物賠償 1事故保額 50万円 1日保額 1万円 (1事故)

3 車両賠償 1事故保額 50万円 1日保額 1万円 (1事故)

4 賠償補償 1名保額 1,000万円 (定員まで)

5 賠償に定める賠償制度を越える賠償については、借受人の責任とします。

6 借受人が第1項の対人賠償制度を越える賠償を請求する場合は、借受人は、直ちにその賠償額を当社に弁済するものとします。

7 借受人が、当該レンタカーを借受期間中に第三者との間で事故を起こした場合は前項第2、3号に定められた賠償の適用は受けられません。

8 借受人は、当該レンタカーを借受期間中にレンタカーの異常又は故障を発生させたときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

9 借受人は、レンタカーの買付又は故障借受人の故意又は過失による場合には、レンタカーの引取り及び修理に要する費用を負担するものとします。

10 借受人は、レンタカーの買付又は故障に際しては、当社からの代替レンタカーの提供又はこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

11 借受人は、前項に定める賠償を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

第22条 (不可抗力事由による金償) 当社は、天災その他の不可抗力事由により、借受人が借受期間中にレンタカーを返却することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について借受人の責任を負わないものとします。借受人は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

2 借受人は、天災その他の不可抗力事由により、当社がレンタカーの買付又は代替レンタカーの提供を受けることができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を負わないものとします。この場合、直ちに借受人に連絡するものとします。

第7章 取消し、払戻し等

第24条 (予約の取消等) 借受人は、第2条の予約をしたにもかかわらず、借受人の都合で予約を取り消した場合は、別に定める取消料を当社に支払うものとします。この予約取消料の支払いがあったとき、当社は予約申込金を返却するものとします。

2 当社は、第2条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合は、別に定める取消料を当社に支払うものとします。

3 第2条の予約があったにもかかわらず第2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかった場合には、予約を取り消されたものとします。この場合、当社は予約申込金を返却するものとします。

4 当社及び借受人は、貸渡契約を締結しなかったときは、第3条に定めるものを除き、相互に何らの請求をしないものとします。

第25条 (中途解約料) 借受人は、第7条第1項の中途解約をした場合には、解約までの期間に対応する貸渡料金のほか、次の中途解約手数料を支払うものとします。

1 中途解約手数料 = (貸渡料金の期間に相当する基本料金) × 60%

第26条 (貸渡料金の払い戻し) 当社は、次の各号に該当するときは、それぞれ各号に定めるところにより借受人から受領した貸渡料金の全部又は一部を払い戻すものとします。

(1) 第8条第2項により、借受人が貸渡契約を解除したときは、受領した貸渡料金の金額

(2) 第6条第1項により、貸渡契約が終了したときは、受領した貸渡料金の金額

(3) 第7条第1項により、借受人が中途解約をしたときは、受領した貸渡料金の金額

2 前項の払い戻しに当たっては、中途解約手数料そのほか受領すべきものがあるときは、これと相殺することができるものとします。

第8章 返還

第27条 (レンタカーの返還) 借受人は、レンタカーを当社に返還するときは、通常の使用による磨耗を除き、引渡しを受けたときに確認した状態で返還するものとします。

2 当社は、レンタカーの返還に当たって、借受人の立会いのうえ、レンタカーの状態を確認するものとします。

3 借受人は、レンタカーの返還に当たって、当社の立会いのうえ、レンタカー内に借受人又は関係者以外の者がいないことを確認して返還するものとします。当社は、返還後の清掃に費用を負担するものとします。

第28条 (レンタカーの返還場所) 借受人は、レンタカーを借り受けた期間中に返還するものとします。

2 借受人は、第8条第1項により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金は変更前の貸渡料金の延滞料金のうち、いずれか一方の金額を支払うものとします。

3 借受人は、第8条第1項により当社の承認を受けたことなく、借受期間を延長した後に返還したときは、次に定めるところにより算出した延滞料金を支払うものとします。

延滞料 = 延滞時間数 × 延滞料率 × 30%

第29条 (レンタカーの返還場所) レンタカーの返還は、第3条第2項により明示した返還場所に返還するものとします。ただし、第8条第1項により返還場所を変更した場合には、変更後の返還場所へ返還するものとします。

2 借受人は、借受期間中に返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとします。

3 借受人は、第8条第1項による当社の承認を受け、かつ、第3条第2項により明示した返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更料を支払うものとします。

返還場所変更料 = 延滞料金のうち、必要となる返還のための費用300%

第30条 (レンタカーの返還されない場合の処置) 当社は、借受人が借受期間満了のときから72時間を超えても貸渡料金を返還しない場合に、レンタカーの返還をせず、かつ、当社の返還請求に応じないときは、借受人の責任が不明なときは、借受人がレンタカー協会へ取り扱って返還することとする。

第31条 (借受期間の延長と利用の合意) 借受人は、前項に該当することとなったときは、客観的な事由に基づき借受期間が、即ち同レンタカー協会に7年を超えない期間延長されること、並びにその借受期間延長が同レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業所に活用されることに同意するものとします。

第9章 雑則

第32条 (請求) 借受人は、この約款に基づく金銭債権に際する請求は、地方裁判所(裁判所を含む)を請求先として支払うものとします。

第33条 (延滞損害金) 借受人は、この約款に基づく金銭債権の履行を怠ったときは、当社に対し年率5.5%の割合による延滞損害金を支払うものとします。

第34条 (約款の優先適用) 本約款を準拠文書とする旨又は、文章につき矛盾がある場合、本文約款を優先するものとします。これを優先適用するものとします。

第35条 (約款の更新) 当社は、この約款の更新に当たり、別に期間を定めることができるものとします。

2 当社は、別に期間を定めたときは、当社の営業所に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。これを更新した場合は何れも同様とします。

第36条 (管轄裁判所) この約款に基づく権利及び義務について争生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

(四) 附則

本約款は、平成10年4月1日から施行します。